

第 7 2 7 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和 3 年 8 月 2 日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
柳川	雅彦	委員
天日	隆彦	委員
亀田	雅子	委員
横山	和子	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 事務局よりご連絡させていただきます。先の東京都議会議員選挙に伴いまして第三号委員のうち、東京都議会議員の各委員から、7月22日付で辞任願が提出されましたので、同日付で委員を解嘱しております。新しい委員の方は、8月下旬に都議会からご推薦をいただく予定となっておりますので、次回9月の審議会からご参加いただく予定となっております。

本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロとなっております。また、傍聴人は8名となっております。それでは傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の方は12名で、条例第24条第1項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長のほうから議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 では、ただ今から「第727回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは議事の2「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の7月12日から8月1日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については1誌を指定図書類とすること、また、1作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

7月15日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書類については7月16日に告示、優良映画については7月20日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリーeルール講座」を合計73回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、7月28日に出版業界自主規制団体との打合せ会を

施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付をしております。

2 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績、3 ページには、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

続きまして、4 ページをご覧ください。都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の 7 月の活動状況を載せてございます。

7 月までに都が委嘱しております協力員は 779 名です。7 月の活動者は 27 名、調査店舗数は 155 店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した「不健全指定図書類」、「成人向け」など成人マーク付きの「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がなされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の 3 種類でございます。

この 3 種類の図書類につきまして協力員の調査結果を、それぞれ表に示しております。

まず、不健全指定図書類につきましては、包装されていない店舗が 1 店舗、区分陳列が適切に行われていない店舗が 1 店舗ございました。

また、表示図書類につきましては、包装されていない店舗が 1 店舗、区分陳列が適切に行われていない店舗が 2 店舗ございました。

類似図書類につきましては、区分陳列が適切に行われていない店舗が 1 店舗ございました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が 1 店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査が 7 月は 1 店舗ございましたが、職員が立入調査をしたところ、該当する図書はございませんでした。

続きまして 5 ページをご覧ください。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱いについて問題のある店舗はございませんでした。表示図書類、類似図書類の取り扱い不適切な店舗がそれぞれ 1 店舗ござい

ました。

二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、映像ソフト専門店において、表示ソフト及び類似ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

三番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査及び、四番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め条例を順守するよう指導しております。

6ページでございます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況を掲載してございますが、先月と変動はございません。また、自動販売機立入調査については、7月は実施してございません。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等はございますか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしく願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。お手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

本日は1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1156号でございます。

2ページをご覧ください。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和3年6月28日から令和3年7月20日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたし

ました、計94誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が「BAMBOO COMICS REIJIN uno! 『フェイクゴシップ』」。令和3年7月21日に株式会社竹書房より発行されております。過去1年間の指定は2回でございます。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は、書店でございます。

3ページをご覧ください。本審議会の諮問に先立ちまして、7月28日に自主規制団体から意見を聴取した内容を取りまとめてございます。

当日は13名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が9名となっております。その主な内容でございますが、「絵は非常に上手で、細部にわたり描写している。スタンガンで気を失わせ、全裸で器具を使つての拘束、強制的、暴力的な行為。擬音、体液描写も激しい。人格否定そのものである。短いストーリーの中で、脅し騙したつもりが騙されるという漫画の面白さもあるが、指定該当。」などがございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「性器は修整がほどこしてあり、前半はおもちゃを使用しているが、コミカルであり卑わい感を感じない。後半はそれほどひどくなく、この程度であれば許容範囲。指定非該当。」などがございます。なお保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。では特によろしければ、調査に入っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(図書審査)

○会長 そろそろ皆さまよろしいでしょうか。

それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員の方からご意見をお伺ひしてまいります。では、高島委員お願ひいたします。

○高島委員 はい。指定該当でお願いいたします。1本目ですが、スタンガンで気を失わせたい、器具を使つての拘束、脅しはもう犯罪であり、人格否定そのものであると思います。体液、擬音も多く、成人向けだと考えます。2本目は1本目ほどひどいとは思わないのですが、やはり表現そのものは成人向きだと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。この作品は2つ、今1本目2本目と言われたのは、『フェイクゴシップ』というタイトルのストーリーと、次の『アバンギャルドとスト●カー』と分けておっしゃったんですね。前半の『フェイクゴシップ』は、誰が見ても器具を使つて人格を否定して、強制的に拘束して性行為に及ぶという、そういう行為そのものを具体的に非常に細かく、擬音語、擬態語を付けて、描写してありますので、絵が上手なだけに非常にリアリティーがあるように感じます。これは区分陳列だと思います。本の帯に書いてありますように、携帯やPCサイトの配信のときに18禁だったかというところとそうじゃなかったみたいで、それも問題だと思います。後半の部分は恋愛ものになっておりまして、割合ストーリーを中心に描写されているんですけども、これも目隠し、フェラ等、さまざまなシーンが非常に具体的で、ストーリーそのものはあるんですけども、描写としては問題があると思いますので、区分陳列の対象でお願いしたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。次にB委員お願いします。

○B委員 はい。区分陳列でお願いいたします。前半の作品はスタンガンを使って相手を拘束するところから始まって、暴力的で器具を使つてという人格否定の描写があり、指定該当に十分値する作品だと思います。後半のほうは、確かに全体的に絵がとてもきれいですけれども、性行為が多少消しも甘くて、卑わい感を感じさせているため、青少年の目に触れるには好ましくないと思いますので指定該当でよろしくをお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にC委員お願いいたします。

○C委員 はい。前半はスタンガンを使用して自由を拘束して、器具を使用した性行為など一線を越えてしまっていると思います。後半だけですとちょっと微妙なところもありますが、総合的に判断すると指定該当やむなしだと考えます。よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。次に、新内委員お願いいたします。

○新内委員 指定該当でお願いしたいと思います。前半について、暴力的で人格否定的な描写が入っているということと、後半のストーリーに関しても性的行為の露骨な描写というのが多く

見受けられますので、全体としても指定該当と考えます。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に亀田委員お願いいたします。

○亀田委員 前半後半両方含めまして、施行規則第15条第1項第1号のイ・ロですね。全裸若しくは半裸の描写というところで両方とも明らかに当たると思いますし、それを描写していて卑わいな感じは明らかにあると思うんですね。ロのほうの性的行為を露骨に描写しているところも当然両方当てはまり、卑わいな感じというのに該当すると思います。イ、ロのどちらか一方でいいところではありますが、明らかに両方に該当するので指定該当と考えます。

○会長 はい。ありがとうございます。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい。全編指定該当と思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にD委員お願いします。

○D委員 はい。性器の消しの甘さによる卑わいな感、スタンガンや拘束器具の使用、録画などによる人格否定の描写が続いています。青少年にはふさわしくないと思いますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次に横山委員お願いいたします。

○横山委員 はい。前半後半とも指定該当だと思います。前半については導入部分からスタンガンや器具を使っただけの拘束、脅迫などが多くて人格を否定する描写であり、これは犯罪に間違いないと思われますし、後半についても擬音、体液描写が多くて、指定該当だと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい。スタンガンの使用、拘束等、器具を使っただけの激しい性行為。あと全体的に擬音、体液描写が非常に激しくて、指定該当ということによろしいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。では会長代理をお願いします。

○会長代理 はい。前半のほうは明らかに卑わいな感じを与える人格否定だと思います。それから後半についても、前半ほどではないですけどもやはり卑わいな感じを与えるもので、指定該当だと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。では最後に私ですが、私も全編を通じ具体的に性的行為の描写も非常に細かく書かれていて卑わいな感が強かったと思います。また、前半については、拘束や器具の使用など、かなり人格否定的な描写が強く感じられました。従って全編について



指定該当でお願いしたいと思います。

では、委員全員が指定該当ということで答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい。ありがとうございました。

それではほかに事務局から連絡事項はございますか。

○若年支援課長 はい。都民の申出につきましては、7月はございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上となります。

○会長 本日の調査・審議事項はこれで終わりますが、全体を通して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは終了となります。傍聴人の方が再入室されるため、図書名が分かる資料はしまってくださいますようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として、指定することが適当であるという答申となりました。

不健全図書の告示予定日は令和3年8月6日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和3年8月5日木曜日となります。告示日若しくは告示日前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、お願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてご案内いたします。

令和3年9月13日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは本日はこれで審議会を終了させていただきます。委員の皆さまありがとうございました。

午後4時10分閉会